

●鳥獣保護区の変更（区域拡張）及び存続期間の更新

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項の規定に基づき次のとおり鳥獣保護区の変更（区域拡張）及び存続期間の更新をする。

令和6年8月20日

香川県知事 池 田 豊 人

1 名称

五色台鳥獣保護区

2 区域

高松市生島町地内の主要地方道高松王越坂出線と生島町267番地西側市道との交点を起点とし、同所から市道を北西に進み塩田跡地（香川県総合運動公園ほか）を取り巻く水路との交点に至り、同所から水路に沿って西に進み生島湾海岸に至り、同所から海岸線に沿って左回りに進み坂出市大屋富町地内の青海川河口に至り、同所から青海川の東側の堤防に沿って上流に進み一般県道大屋富築港宇多津線との交点（松山橋）に至り、同所から一般県道大屋富築港宇多津線を東に進み主要地方道高松王越坂出線との交点に至り、同所から主要地方道高松王越坂出線を南に進み一般県道鴨川停車場五色台線との交点に至り、同所から一般県道鴨川停車場五色台線を東に進み市道中山町74号線との交点に至り、同所から市道中山町74号線を北東に進み主要地方道高松王越坂出線との交点に至り、同所から主要地方道高松王越坂出線を北西に進み起点に至る線で囲まれた区域。

3 存続期間

令和6年11月15日から令和16年11月14日まで

4 当該鳥獣保護区の保護に関する指針

(1) 香川県指定鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

(2) 香川県指定鳥獣保護区の指定目的

当該地域は香川県の中央に位置し、高松市と坂出市にまたがる標高200～500mの5つの峰が穏やかな山並みを連ねる山塊で、瀬戸内海国立公園に指定されている。

クヌギ、コナラ、ウバメガシ林が多く、野生鳥獣の種類も豊富である。

また、渡り鳥の中継地にもなっているなど、野生鳥獣の保護を図る上で良好な自然環境を有していることから、森林鳥獣生息地として鳥獣保護区に指定し、その保全を図るものである。

(3) 管理方針

定期的な巡視などにより鳥獣の生息状況を確認し、違法行為や鳥獣の生息を阻害する行為の防止に努めるなど、鳥獣の安定的な生息が図られるよう適切な管理を実施する。

●鳥獣保護区の存続期間の更新

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項の規定に基づき次のとおり鳥獣保護区の存続期間を更新する。

令和6年8月20日

香川県知事 池 田 豊 人

1 名称

鷹の山鳥獣保護区

2 区域

高松市塩江町上西地内の国有林32林班の西端を起点とし、同所から国有林32林班の境界線に沿って右回りに進み小出川との交点に至り、同所から小出川を東に進み一般県道大滝上西線との交点（大屋敷橋）に至り、同所から一般県道大滝上西線を東に進み再び国有林31林班の境界線との交点に至り、同所から国有林31林班の境界線に沿って右回りに進み国有林32林班の境界線との交点に至り、同所から国有林32林班の境界線に沿って右回りに進み起点に至る線で囲まれた区域

3 存続期間

令和6年11月15日から令和16年11月14日まで

4 当該鳥獣保護区の保護に関する指針

（1）香川県指定鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

（2）香川県指定鳥獣保護区の指定目的

当該地域は、標高946mの大滝山の山頂西側に位置し、本県唯一のブナ林が自然のまま残されているなど、県下でも有数の自然に恵まれた地域である。

平成4年に県立自然公園として指定されたほか、県民いこいの森、大滝山自然休養林としても親しまれており、また、多数の野鳥が生息しているなど、野生鳥獣の保護を図る上で良好な自然環境を有していることから、森林鳥獣生息地として鳥獣保護区に指定し、その保全を図るものである。

（3）管理方針

定期的な巡視などにより鳥獣の生息状況を確認し、違法行為や鳥獣の生息を阻害する行為の防止に努めるなど、鳥獣の安定的な生息が図られるよう適切な管理を実施する。